

令和2年12月22日

中央公園整備及び管理運営事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、中央公園整備及び管理運営事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

中央公園は、佐世保市の中心部に位置し、市民のアイディアによって多くのモニュメント、記念植樹が設置され、「おくんちさせぼ祭り」などの会場として親しまれてきました。

しかし、開設から40~50年が経過し、公園施設の老朽化や児童文化館、プラネタリウムの移転などに伴い以前のような活気は見られなくなり、老朽化する施設のリニューアルや周辺の公共施設の跡地活用が必要になっていました。

本事業は、まちづくり構想における「交流・文化ゾーン」及び「自然レクリエーションゾーン」の一部を対象としてリニューアルを行い、基本理念である「佐世保を象徴する場所として『憩い』と『交流』を創出する拠点づくり」の実現を目的としています。

また、本事業は、民間事業者が「公募対象公園施設（レストランや売店等）」を設置し、当該施設から生じる収益を活用してその周辺の「特定公園施設（遊び場、広場、トイレ、駐車場等）」の整備等を一体的に行うPark-PFIと、「特定公園施設」の整備等を行うPFIとを併用する全国で初めての事業です。

2. 対象事業者について

対象事業者名：庭建パークマネジメント株式会社

※ 庭建パークマネジメント株式会社は、株式会社庭建（本社所在地：長崎県佐世保市）を代表企業として、株式会社池田工業（本社所在地：長崎県佐世保市）、株式会社縣北衛生社（本社所在地：長崎県佐世保市）の出資により設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

以上